

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		指定障害児相談支援事業者の指定の取消し又は全部若しくは一部の効力停止
根拠条例・規則等名		児童福祉法
条 項		第 2 4 条 の 3 6
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話 : 048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する。 ○児童福祉法施行令 (昭和 2 3 年 3 月 3 1 日政令第 7 4 号) 第 2 7 条 の 1 9 ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 2 4 年厚生労働省令第 2 9 号)
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		